

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(10時50分)

日程第7「認定第5号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 令和2年度寄簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算を説明いたします。

まず、寄簡易水道の事業概要でございますが、給水人口は1,426人、給水戸数としましては709戸、年間有収水量は18万9,075立方でございます。

それでは、294ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,905万26円、歳出総額5,098万9,888円、歳入歳出差引額806万138円、実質収支額も806万138円でございます。

296ページをお願いいたします。歳入でございます。款の1事業収入でございます。給水収入につきましては、1,627万3,776円でございます…ごめんなさい、水道使用料でございます。1,594万2,896円。収入済額が1,594万2,896円が収入しており、収入未済が46万2,608円。収納率は97.2%でございます。滞納繰越分につきましては33万880円で、収入未済…ごめんなさい。収入未済が89万7,492円、収納率は26.9%でございます。

款の2分担金及び負担金でございます。加入負担金は、13ミリ9件分と、消火栓維持管理負担金につきましては、消火栓78基分の維持管理といたしまして、一般会計より歳入をしております。

款4繰入金につきましては、長期債元金と利子、投資的事業などに充当をしております。

款の7町債でございます。寄簡易水道施設更新工事、萱沼地区旧養鶏団地の工事の起債でございます。

歳入は以上でございます。歳入合計ですが、最下段、収入済額の合計は5,905万26円となります。

次のページ、300ページをお願いいたします。歳出でございます。款の1事業費でございます。備考欄をお願いします。需用費では、主に光熱水費で、水源3か所の取水ポンプ並びに6か所の送水ポンプの電気料、また修繕料では漏水

5件と施設修理費でございます。12委託料、量水器交換委託につきましては、計量法によるメーター器の交換で、当年度は194器の交換をしております。水質検査委託料につきましては、各水源5か所で水質検査と一般家庭等6か所で行う水質検査及び放射性物質水質検査を行いました。なお、水質検査につきましては、いずれも基準に適合しております。次に、17備品購入費は、量水器交換に使用する量水器、水道メーターを190器購入いたしました。27繰出金、こちらにつきましては、上水道事業会計で納付書の発行や伝票処理などを行っております関係で、人件費相当分を繰り出したものでございます。続きまして、令和2年度より、賃金から会計年度任用職員給与費として変更しました、1、報酬で水道施設管理業務従事者報酬3名分を支出しております。業務内容は、水道施設点検、残留塩素測定、施設内の草刈り等を行っております。続きまして、0103の投資的事業でございます。工事請負費といたしまして、萱沼旧養鶏団地ポンプ場の施設、送水ポンプ、電気設備、緊急通報機設置の工事を行ったものでございます。

次のページ、302ページ、303ページをお願いいたします。公債費につきましては、元金20件分でございます。利子は23件分でございます。歳出は以上でございます。

歳出合計につきましては、最下段になります。額は5,098万9,888円となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6 番 井 上 1点ですね、お聞かせいただきたいと思います。巻末にですね、起債の町債現在高、寄簡易水道事業特別会計町債現在高として…455ページですね。寄簡易水道事業特別会計町債現在高内訳表がございます。その欄で、一番下のですね、令和2年度末残高が1億9,825万4,754円ということで、約2億近くのですね、残高があります。先ほども上水道会計のほうでですね、お聞きしましたが、寄簡易水道もですね、あと数年のうちには法的の会計になるということで、そ

れに対応するですね、この町債約2億円の残高について、どういうふうにですね、法的企業としてですね、例えば一つの案としてはですね、やはり上水道事業会計と一体化するというのがですね、一つの考え方だと思います。そうした中で、寄簡水のこの2億円の現在高をどういうふうに対処するというふうにお考えなのか。例えば、その部分は寄簡易水道時代の起債でありますので、一般会計の中でですね、負担をしていくというふうにするのか、やはりそれは水道施設全体に係る部分であるので、将来的にもですね、上水道事業の中で負担をしていくというふうに考えられるのか。そういった今後のですね、法的…寄簡水から法的の企業会計へと移行するところの考え方をですね、お示ししていただきたいと思います。

環境上下水道課長　　まずですね、町債の元利償還金につきましては、今御質問には特にはなかったんですが、令和5年度が現在ではピークとなっておりますので、それからはどんどん減っていく予定でございます。施設につきましては、寄の地域では、昔組合として始まっておりますので、今の、現在の基準を満たしてない施設というのが多々ございます。そういう部分も含めまして、今後新たに作っていく部分につきましては、やはり基盤の整備につきましては、税を使った一般会計がよいのではないかとということで、今までも町のほうでは回答していたと思います。なので、今後もですね、その辺も含めまして、先ほどお話ししました審議会で検討していきたいと考えております。

6 番 井 上　　審議会に全部任せるのではなく、今お聞きしているのは、町としてですね、それはなぜかという、これから町の一般会計のほうもですね、やはり大きな事業というのが予見できるわけですね。ですので、例えばそれを一般会計のほうで約2億円の町債残高をですね、負担をしていくというふうを考えるのか。それはそのままですね、上水道のほうに、先ほど料金改定の話もですね、給水人口も減っていくと。寄簡水と上水道事業の料金格差もあると。そういった中で、料金見直しをしていく。見直しというのは、やはり増高になるというふうに思う。その中で対応していくというふうな方向性があるのか。によってですね、やはりその4年度以降の、例えばその部分、なるべくね、少なく減らすの

であれば、一般会計繰入れができるような形の中で、4年度、5年度、もう少し従前からの借入れというのは、特例措置か何かがあって、もうちょっと一般会計から繰出し、公債費の元利償還金については、繰出しができるよということであればね、特例期間を含めた中で、一般会計で出していくというやり方も考えられるわけですね。その辺をですね、今後の令和4年度以降のですね、予算編成の中でどういうふうを考えるかというのを、この2年度の決算時点からですね、方向性を出していただくということが必要かと思しますので、それについてお願いをいたします。

環境上下水道課長　　まずですね、上水と簡水の施設の統合につきましては、いろいろな管の接続等がございまして、なかなか現実的には難しいという、現実的なものがございまして。それぞれの会計での施設の統合につきましては、できるだけ金額がかからないようにダウンサイジング等を含めましてですね、検討した上で、先ほどもお話ししましたとおり、基盤整備に関しましては、やはり一般会計のほうからですね、最初の部分につきましては出していただくということで。ただ、その後の維持・補修等につきましては、当然会計内で完結できるように料金等も考えていくというふうに向っております。以上です。

参事兼まちづくり課長　　一緒にですね、水道のほうも見させていただいておりますので、補足させていただきます。井上議員おっしゃるとおり、事業の会計の統合という形と、その中で企業会計に持っていったときに、もともと借金している部分について、どういう考えがあるのかと。大きな質問としてはそういったことだと思います。当然ですね、企業会計になって、簡水を上水道企業会計にもっていった場合に、今、上水道の中の内部留保等もありますけども、それは今、使用料をお支払いの皆様から生まれた金額でございまして。また簡水につきましては、一般会計を補填して簡水の区域の皆様へ安定した水道を供給するという目的で、特別会計で実施しているところであります。その中で発生した起債につきましては、一般論としては、一般会計で持っていただけるのが一番いいことだとは思いますが、しかしながら、町の状況、いろいろなこともありますので、それも含めて、会計の統合、また施設の統合、またですね、今ある寄の簡水の施設を一度リニュ

ーアルして企業会計にお渡ししなければ、企業会計、要するに上水道の会計のほうも壊れているとか不都合のあるものをそのままらって整備しろよというお話にはならないと思います。当然、一般会計で負担すべき施設の拡充だとか、更新だとか、そういったことも含めた中で、この起債の部分も考えながら、公会計に向けてやっていきたいと思います。以上です。

6 番 井 上 答弁のほうは理解できました。起債だけではなくね、やはり上水道事業会計としての、やはり施設に適合した管等の基準でなければいけない。そこにまたリニューアルのお金もかかるということで、その辺というのは大分ね、どの程度の負担になってくるのか。そういったところをですね、今後水道のほうの審査会ですか。だけではなくですね、やはり町のほうでもですね、その辺を検討していただいて分かった範囲内ですね、また議会のほうにお示しいただくよう要望して終わります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

7 番 南 雲 301ページが一番下のところなんですけれども、養鶏団地に設置、施設を更新されたということなんですけれども、これは養鶏団地から大分離れて、下に下ったところに施設はあるのでしょうか。

環境上下水道課長 町道沿いで、多分民家から200メートルぐらい離れた場所にあります。

7 番 南 雲 養鶏団地の方が、何か確認に行くのにすごい遠くて大変だということをおっしゃってたんですけど、それに対応したことというのは考えていらっしゃいますか。

参事兼まちづくり課長 工事全体のことで、私のほうで答えさせていただきます。今まで養鶏団地さんでお使いになっていた水源がですね、おっしゃるとおりですね、自動運転ができなくてですね、養鶏団地の方が、一日動かしては次の日にスイッチを止めに行くと。御高齢の方が雪の降った日に、いや、5日間行けなかったよみたいな話も聞いています。そういったことを解消するために、養鶏団地の水源を使うのではなくて、萱沼の配水池から、途中パイプをですね、つなぎ換えてですね、今度その水源を使わないで、配水池からの水をですね、養鶏団地の方が蛇口をひねると自然に圧がかかってですね、今までもう見に行く必要がない

と。普通に一般家庭のように蛇口を開ければ、寄の配水池から水が流れるように改良したということでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。

7 番 南 雲 よろしいです。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。